

# 綾川町立中学校部活動の地域展開推進計画

令和8年3月策定

## 綾川町立中学校部活動の地域展開推進計画策定に向けての経緯

令和4年12月にスポーツ庁・文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン」(国のガイドライン)が発出され、香川県教育委員会は、令和5年3月に豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現を目指し、「香川県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(県のガイドライン)を策定した。

令和7年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(国のガイドライン2)が、令和8年3月に「香川県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(県のガイドライン2)が発出された。

### (国のガイドラインから)

- 学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が参加し、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えによりスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。
- また、体力や技能の向上以外にも、好ましい人間関係の構築を図り、意欲の向上や自己肯定感、責任感の涵養に資するなど、多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- しかし、少子化が進展する中、従前体制での運営は難しくなっており、教師が顧問を務める指導体制の継続は、働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。
- 豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現には、学校と地域と連携により、学校部活動の改革に取り組み、生徒等の担に十分配慮し、持続可能な環境を整備する必要がある。
- まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進することとし、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革集中期間とする。

### (国のガイドライン2から)

- 令和8年度から令和13年度までの6年間を新たに改革実行期間とする。
- 地域クラブ活動の在り方及び認定制度が示された。
- 地域展開の円滑な推進に当たっての対応が示された。

### (中央教育審議会：H29.12)

- 部活動は、必ずしも教師が担わなければならない業務ではない。

### (学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について：R2.9文科省)

- 令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域展開を図るとともに、休日の部活動を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。

### (県のガイドラインから)

- まずは休日の学校部活動について段階的に進めていく。
- 学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにする。
- 市町教委は「設置する学校に係る部活動方針」を策定し、校長は、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。
- 学校の設置者は教員以外の指導者や大会等の引率ができる体制の構築を目指す。
- 校長は外部指導者を配置するなど効率的な活動体制を構築し、教員の負担軽減に努める。
- 地域クラブ活動は、スポーツ保険等に参加する必要がある。
- 週当たり2日以上以上の休養日（平日で1日、土日は少なくとも1日以上）を設ける。
- 保護者との連携を深める。（活動内容や計画、必要経費の決算報告等）
- 地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展し充実を図る。

### (県のガイドライン2から)

- 学校教育の質の向上にも資する学校の働き方改革の推進を図ることも必要である。
- 令和8年度から令和13年度までの6年間で「改革実行期間」として設定（令和8年度～令和10年度を「前期」、令和11年度～令和13年度を「後期」とする。）
- 改革実行期間内に、原則全ての学校部活動において地域展開を行う。
- 地域クラブ活動に関する認定制度を中学校設置する市町等において構築する。
- 地方公共団体における推進体制の整備として、部活動改革に関する専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備すること。
- 運営団体、実施主体の整備と、指導者の確保と育成について整備すること。
- 活動場所、活動場所への移動手段的確保に努めること。
- 生徒の安全・安心の確保、適切な指導に努めること。
- 障害のある生徒の活動機会の確保に努めること。

### (綾川町教育委員会の取り組み)

- 綾川町教育委員会では、国・県のガイドラインに則り、綾川町の形を模索してきた。まず、受け皿となると思われる体育協会、スポーツ少年団の各競技団体、中学校教諭、学識経験者で組織する検討委員会を設置し、現状の共通理解を図った。また、各競技団体、小・中学校教員にアンケートを実施し、地域展開に対する考え方の把握に努めた。

現在、様々な自治体で実証事業が行われており、その取り組みの情報を収集し、綾川町における課題を整理し、推進計画を策定する運びとなる。

## 第1部 はじめに

中学校の部活動は、スポーツや文化に親しむ機会を確保し、その活動を通じて、意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するとともに、自主性の育成にも寄与するものとして、大きな役割を担っている。また、部活動は、生徒の多面的理解や問題行動の発生抑制などにおいても、大きな意義があり、生徒の活躍や成長を保護者とも共有することで学校への信頼を高めることや、学校や地域の一体感、愛校心の醸成にも大きく貢献している。

一方で、教員の働き方改革という面で課題があるとされ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和元年法律第72号）の附帯決議にて、部活動を学校単位から地域単位の取組とすることの検討・実現が求められた。

このことを受け、スポーツ庁と文化庁は令和4年12月27日に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定した。この新ガイドラインでは、令和5年から7年を改革推進期間と位置づけ、まずは休日の部活動の地域展開を推進するとしている。

香川県においては、国の方針や県の施策の共通理解、ワーキンググループ会議による担当者間の情報交換を行っている。令和8年3月に「香川県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（県のガイドライン2）が発出された。

綾川町においては、令和5年度に綾川町部活動地域展開検討委員会を設置し、教員や中学校の保護者、各種団体等の委員により2回の委員会開催と、町内スポーツ団体や教職員のアンケート調査を実施し、現状の把握と、今後のあり方について検討を重ねてきた。また、令和7年度には実証事業に取り組む4市町のヒヤリング調査を行い、実情の把握に努めた。

中学校部活動の地域展開においては、これまで中学生の部活動が担ってきた教育成果を継続・充実させることだけではなく、地域の文化・スポーツ活動全体を充実させ、持続可能にする取組とするための絶好の機会ととらえることが必要である。

そのため、綾川町では、学校教育の一環として実施されていた部活動を、生涯学習の一環として行われる地域全体の文化・スポーツ活動へ発展させることを見据える。中学校部活動の地域展開は、避けては通れない国全体の施策であるが、その在り方については、綾川町の特徴と、今後の様々な推移を勘案した上で、推進計画を策定し、社会の変化に柔軟に対応することができる持続可能な文化・スポーツ活動へと発展させる。

## 第2部 計画策定に向けて

### 1 綾川町の中学校部活動の現状

(綾川中学校生徒数の推移/中学校部活動数/部員数/加入率)

#### ○ 綾川町立中学校の部活動加入数

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
生徒数(男)	276	264	270	287	289	259	252
生徒数(女)	293	292	286	270	259	268	282
生徒数(計)	569	556	556	557	548	527	534
文化部数	-	-	-	-	4	4	4
文化部所属生徒数(計)	-	-	-	-	147	165	160
文化部活動加入率	-	-	-	-	27%	31%	30%
運動部数(男)	11	11	11	12	12	12	11
運動部所属生徒数(男)	225	218	218	228	227	202	198
運動部活動加入率(男)	82%	83%	81%	79%	79%	78%	79%
運動部数(女)	12	11	10	12	11	10	8
運動部所属生徒数(女)	206	196	188	172	151	145	140
運動部活動加入率(女)	70%	67%	66%	64%	58%	54%	50%
運動部数(計)	23	22	21	24	23	22	19
運動部所属生徒数(計)	431	414	406	400	378	347	338
運動部活動加入率(計)	76%	74%	73%	72%	69%	66%	63%

\* R1～R3は綾上中学校、綾南中学校の合計

\* 文化部は男女別集計なし

○生徒数及び部活動数は緩やかに減少してる。

…1部活動の加入者が減少し、団体チーム維持が難しくなる傾向は、県内同様である。

○運動部活動における女子加入率の減少が著しい。

○文化部の加入率は増加しているが、県内でも同様の傾向である。

○学校部活動に加入せず、クラブチームに所属し活動する生徒が増加傾向にある。

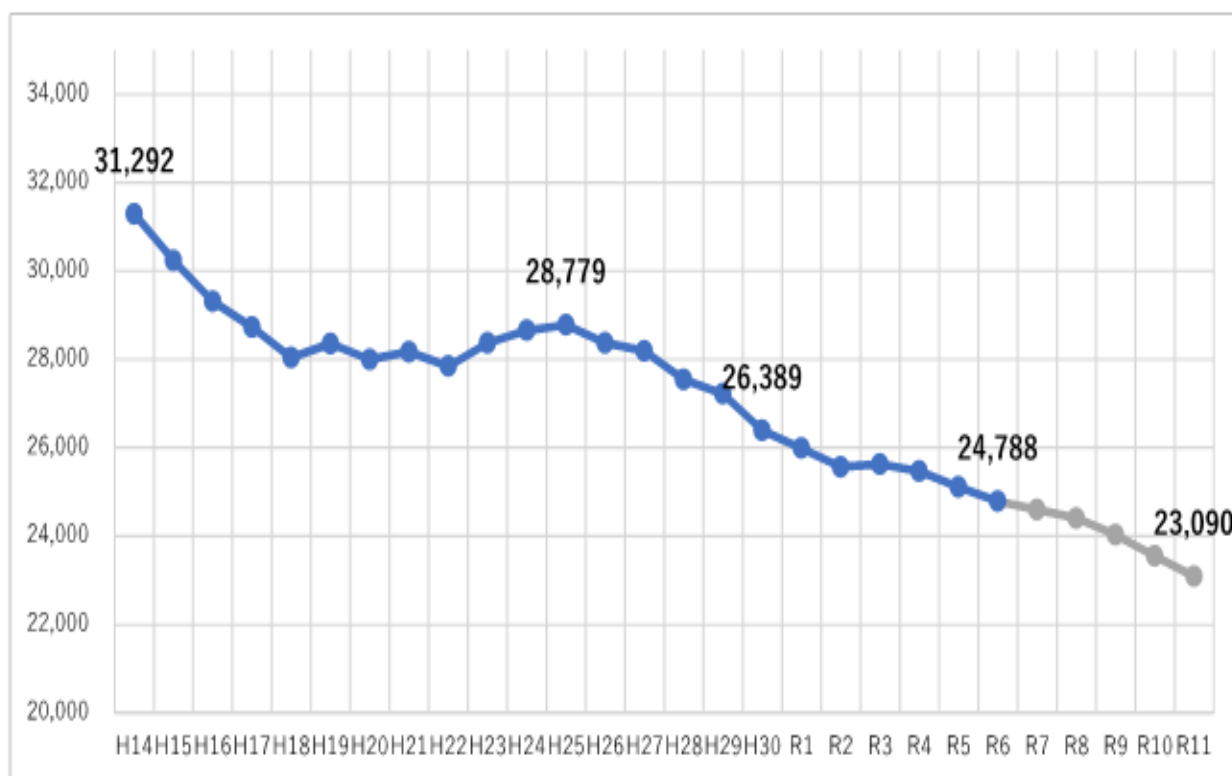
#### (香川県の現状)

○香川県の中学校生徒数は、この20年間で5,000人以上減少しており、令和10年度までにさらに約200人減少する見込みである。(表1)

○香川県の公立中学校運動部活動に所属している生徒数は、この20年間で減少(男子生徒約3,000人、女子生徒約2,000人)しているにもかかわらず、運動部活動数はほとんど変わっていない。(表2)

表1 香川県中学校生徒数

※国立・公立・私立含む全中学校生徒数

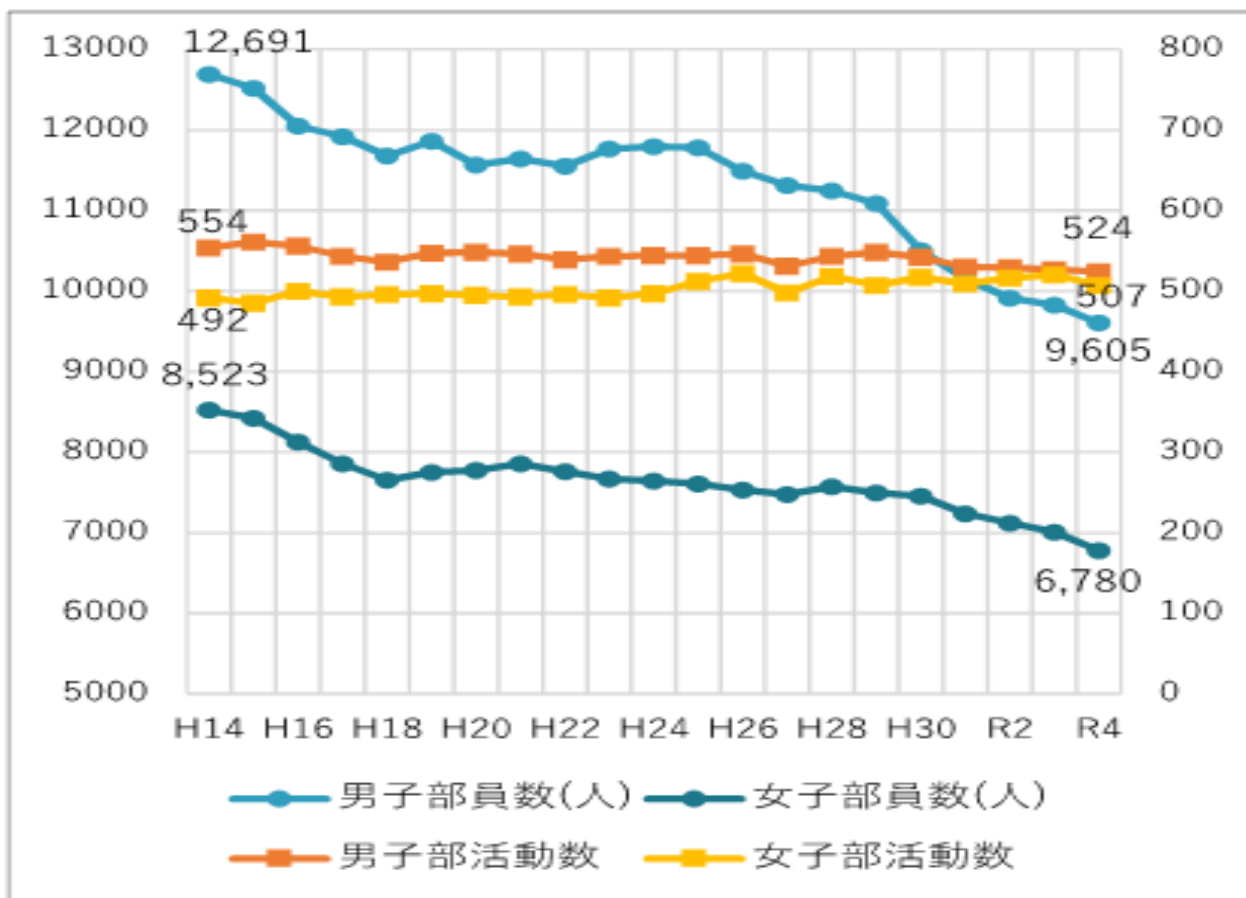


【学校基本調査（香川県教育委員会）より作成】

	運動部活動	文化部活動
部活動設置数	967 部 (男子 496、女子 471)	214 部
休日に活動している部活動数	899 部 (男子 465、女子 434)	83 部
専門的な指導ができる部に配置されている顧問の数	552 名 (全顧問数 1,200 名)	180 名 (全顧問数 367 名)
部活動指導員数	93 名	17 名
専門的な指導を行う外部指導者数	204 名	22 名

(令和6年度中学校部活動調査)

表2 運動部活動生徒数と運動部活動数



【中学校運動部活動に関する調査（香川県教育委員会）より作成】

○県内における実証事業（令和7年度）

運動部において9市町、文化部において7市町が実証事業を実施している。

（例）・同一自治体中学校における合同部活動

- ・同一自治体中学校における拠点校による部活動
- ・コーディネーターの配置
- ・休日における部活動の地域連携
- ・地域クラブの創設と地域展開の実施
- ・人材バンクの創設
- ・新しい種目による地域における活動の創設

（外部指導員等）

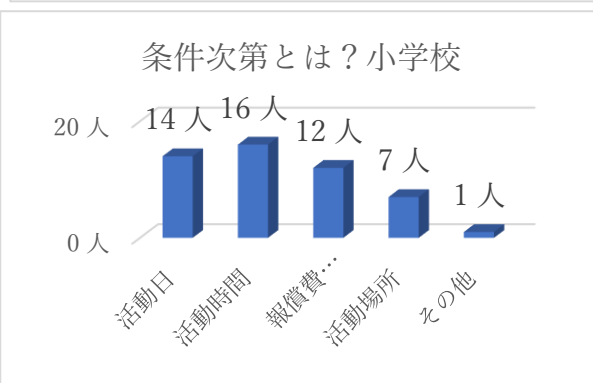
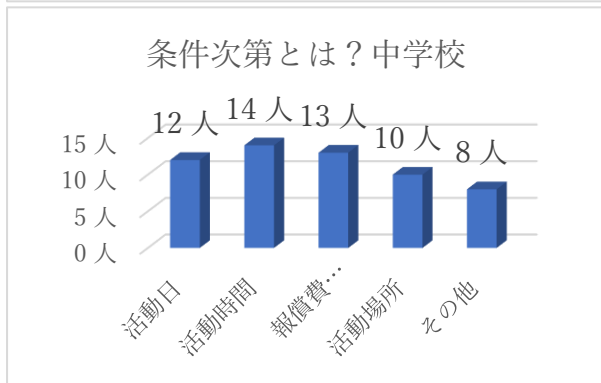
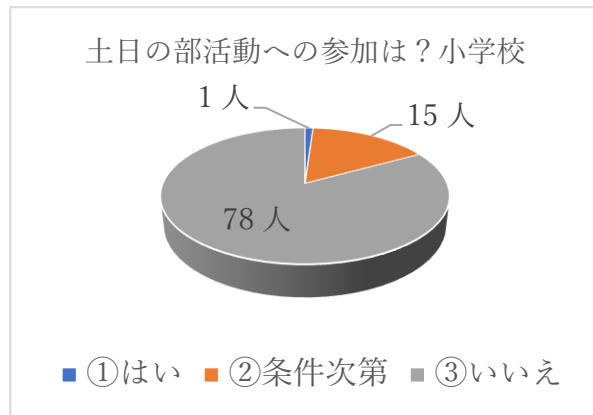
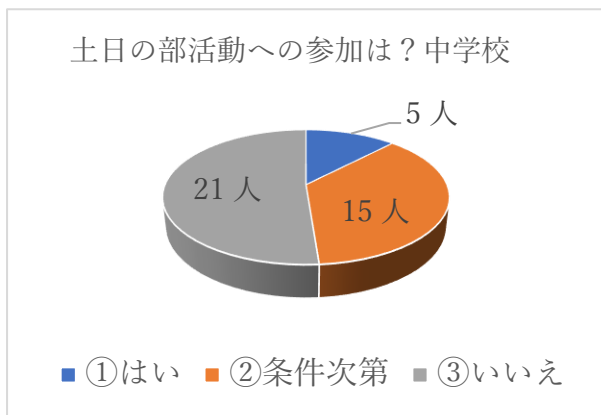
○運動部においては6部活動9名、文化部においては1部活動1名を配置している。指導の日数時間は競技により異なる。部活動指導員は配置していない。

## 2 文化・スポーツ活動を支える人材の確保と育成

### (香川県の現状)

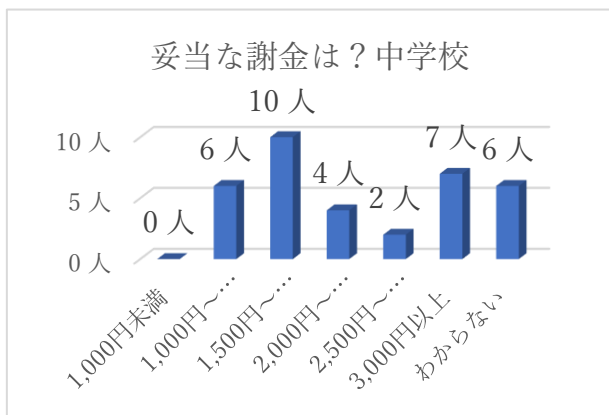
○香川県の公立中学校の運動部活動顧問のうち、約6割の教員は、専門としない種目の顧問をしている。

### (綾川町教職員の現状) (R8. 2. 10 アンケート結果から 中学校41名 小学校94名)



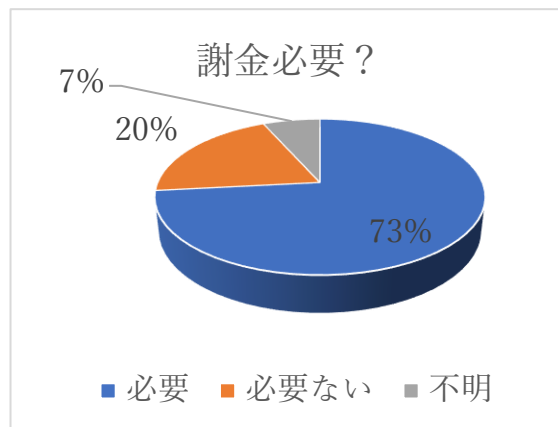
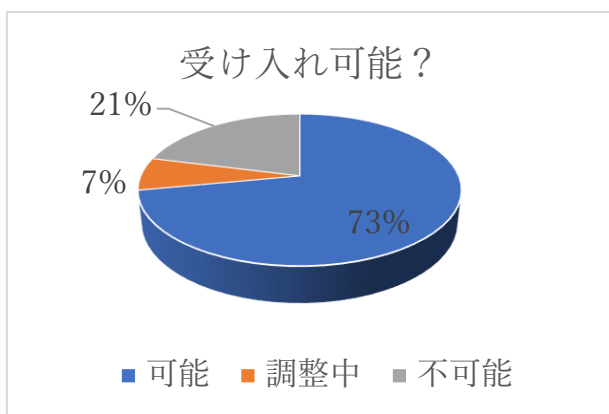
中学校教職員は、現在顧問の教員は32名。内、土日の地域展開が実現の場合、参加したい人は「条件次第」を含め約半数。平日の場合もほぼ同じ結果が見られる。

また、地域展開への期待は、大きいものの「指導者の確保」「生徒や保護者のトラブルへの対応」「持続可能な制度の確立」「練習場所の確保・調整」「生徒の指導方法のズレ」等の影響を指摘する教職員が多かった。



小学校教職員は、土日の地域展開に参加したい人は「条件次第」を含め全体の11%。教員の負担軽減のため展開は必要という声が多いものの、制度整備は必須の意見が多い。

地域展開は、負担軽減のため必要だという声は多く、専門的な技術指導が受けられる環境は生徒にメリットがあり、可能などころから少しずつ進めていくことが重要である。



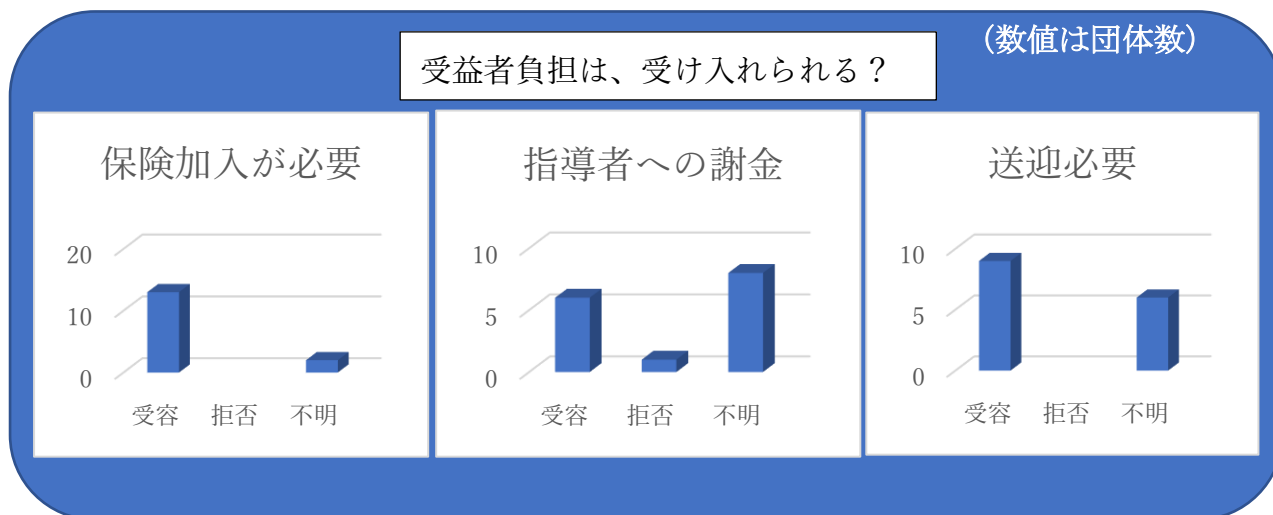
中

学校の部活動にある綾川町のスポーツ団体14団体にアンケートを実施した。

土日において、中学校部活動を受け入れ可能と答えたスポーツ団体は、スポーツ少年団、体育協会のどちらかで、15種目中、11種目（73%）であった。

受け入れができない理由や全体的な課題として、「練習場所、指導者の確保」「大会の引率」「事故等の対応」「指導方針のずれ」等があった。

また、受益者負担への考え方を下記の3つの設問で聞いたところ、「保険加入」や「送迎」については、概ね「受容」（受け入れられる）されるという結果だったが、「指導者への謝金」については、「不明」（わからない）という回答も多かった。



(綾川町スポーツ推進計画から)

○中学校部活動外部指導者の養成と確保

部活動を地域でも行うためには、まず指導者の養成・確保が必要であり、どのような人材が必要であるか、確保のためにどのような研修が必要かを検討する。その上で、まずは外部指導者などの立場で部活動に係る人材を増やしていくことが必要である。

○中学校部活動と地域スポーツ団体との連携強化

中学校部活動を地域展開するためには、地域のスポーツ団体において学校の指導方針

の理解が必要である。また、地域のスポーツ団体にある技術や指導方法を教員が学ぶことも大切であり、教員の負担とならないことを前提とし、学校と地域のスポーツ団体が連携し、ともに活動する方法を検討する。

### 3 教員の働き方改革の観点

(学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインから(令和4年12月))

- 学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部活動の責任者(以下「部活動顧問」という。)の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。
- しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。
- 平成30年にスポーツ庁及び文化庁が部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定して以降、平成31年・令和元年に、中央教育審議会や国会から、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘された。令和2年に、スポーツ庁及び文化庁としても、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域展開を図ることとした。

(学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてから(令和2年9月文部科学省))

- 休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域の人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域展開を図るとともに、休日の部活動を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。

(新しい時代の教育に向けた持続可能な学習指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)から(平成29年12月中央教育審議会))

- 部活動については、学校の業務として行う場合であっても、必ずしも教師が担わなければならない業務ではない。

## (綾川町教育委員会)

○教員の働き方改革については、教職員の時間外勤務の把握、休日における部活動指導時間の把握を行い、改革に取り組んでいるが、現状は厳しく、まだまだ教員の負担は大きいと考えている。平日の時間外での指導、休日の活動、経験のない競技の顧問などに対する教員各個人の考え方も多様であるが、地域の文化・スポーツ振興の視点とともに、教員の働き方改革の視点も加えて計画を策定する必要がある。

## 第3部 部活動地域展開推進計画

### 1 基本方針

次の方針をもとに部活動改革を推進する。

#### 方針1 生涯にわたって、文化・スポーツ活動に親しむことができる環境の整備 ～多種目・多志向・多世代・インクルーシブ～

- ・多様な文化・スポーツ活動を選択できる環境を整えること
- ・多様な志向に対応できる活動環境を整えること
- ・世代を超えた人と人のつながりが生まれる活動環境を整えること
- ・年齢や性別の違い、障がいの有無に関わらず、共に活動できる環境を整えること

#### 方針2 質が高く持続可能な活動ができる体制の構築

- ・安全・安心な活動が行われる管理方法の整備や指導者の資質向上を図ること
- ・指導者や運営スタッフを持続的に確保できる仕組みを整えること
- ・経済的に安定した運営ができる仕組みを整えること
- ・活動環境のさらなる質の向上へ向けて、産学官民の連携を図ること

### 2 実施主体

綾川町教育委員会が公認する団体（以下、地域展開団体という）が実施する。

#### (公認する条件)

- ・教育委員会が推奨する研修、各競技の連盟等が実施する研修を受講している指導者が指導する団体
- ・教育委員会、中学校及び保護者と連携が図られていると教育委員会が認める団体
- ・各競技団体が認定する資格等を取得している指導者が指導する団体
- ・会計報告等、教育委員会に毎年運営報告を提出する団体

### (地域展開団体において想定される業務)

- ・地域クラブ活動の規約・運営方針の策定
- ・活動周知に係る広報活動
- ・参加者の募集・受付
- ・活動のマネジメント（活動計画・活動実績報告の作成、施設の確保、大会等の参加手続き、保険手続き、送迎バスの運行、事故やトラブル発生時の対応 等）
- ・指導者のマネジメント（指導者の確保、報酬の支払い、研修会の実施、従事時間管理、シフトの作成 等）
- ・参加者のマネジメント（出欠管理、安全管理、費用負担の検討・財源の確保 等）
- ・教育委員会、学校、保護者、関係団体等との連携
- ・参加者及び保護者の満足度を高める工夫（アンケートの実施） 等
- ・障害者等の受け入れのため、対象者、保護者と体制の協議

## 3 活動概要

### (運営)

- ・地域展開団体は、加入する中学生の活動について、香川県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン【中学校版】（令和5年3月）に則り活動する
  - …適切な休養日等の設定
  - …スポーツ保険等の加入
- ・運営費用（指導者謝金、保険加入料、施設使用料、備品他）は受益者負担を原則とし、各地域展開団体で徴収、管理する
  - …町補助金等は各年度の予算により決定する
  - …町は、経済的な理由で活動ができない生徒が出ないように措置を行う
- ・活動場所への移動は保護者の責任により行う
- ・教育委員会及び中学校と連携を図り、指導内容、団員の状況等の情報共有を図る。

### (指導者の確保と育成)

- ・地域展開団体は、事業の安定的な運営のため、継続的に指導者確保を行う
- ・国のガイドライン2に基づき、指導者育成を行い、各種研修等へ参加する

### (施設利用)

- ・活動における利用施設は、各地域展開団体で予約する
  - …優先予約、利用料等は町、教育委員会他、施設管理者により決定される
  - …町はインクルーシブな活動環境整備に努める

### (綾川町教育委員会)

- ・地域展開団体認定要綱の制定
- ・学校職員が地域展開団体の活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定
- ・地域展開団体を学校と協議し認定する
- ・地域展開団体に対し、国、県等の情報を収集し提供する
- ・地域展開団体の活動を指導、助言し、毎年活動内容を監査する
- ・コーディネーターを配置する
- ・綾川町部活動地域展開検討委員会を綾川町部活動地域展開推進委員会として設置し、推進に向けた検討を行う
- ・地域展開団体の運営に対し、保護者負担軽減、施設利用などの方針を定める
- ・地域展開団体の活動における広報活動を行う

### (中学校)

- ・地域展開団体の認定にあたり、教育委員会と協議する
- ・地域展開団体と情報共有を行い、必要に応じて保護者との協議を行う
- ・地域展開団体の活動に参加する教職員を把握し、各種手続きについて協力する
- ・地域展開団体の活動における学校施設の利用について、教育委員会と連携し、調整する
- ・地域展開団体の活動における広報活動に教育委員会と連携し、協力する
- ・教育委員会が設置する綾川町部活動地域展開推進委員会に参加し、推進に向けた検討を行う

### (コーディネーター)

- ・地域展開団体の活動推進のための業務を行う
  - …推進計画の更新と実施
  - …施設利用計画と施設予約の窓口業務
  - …指導者確保、指導者謝金等の窓口業務
  - …各種研修の情報収集と周知
  - …教育委員会・中学校・保護者・地域展開団体の情報交換の窓口業務

## 4 スケジュール

令和7年度中に綾川町部活動地域展開検討委員会において綾川町立中学校部活動の地域展開推進計画の策定に向けて協議し、令和9年9月から休日における部活動の地域展開を開始する。令和9年度に新たに綾川町部活動地域展開推進委員会を設置し、活動を検証し、令和10年9月から平日における部活動の地域展開の開始を検討する。

令和 8 年 2 月	R7 綾川町部活動地域展開検討委員会の開催①
令和 8 年 4 月	コーディネーターの配置 検討概要の周知、地域展開団体と個別交渉着手 休日可能な地域展開団体の認定及び活動開始
令和 8 年 5 月	R8 綾川町部活動地域展開検討委員会の開催②
令和 8 年 9 月	R8 綾川町部活動地域展開検討委員会の開催③
令和 8 年 10 月	令和 9 年度に向けて部活動の保護者及び活動団体への周知 綾川町地域展開団体の募集
令和 9 年 2 月	R9 綾川町部活動地域展開検討委員会の開催④
令和 9 年 6 月	R9 綾川町部活動地域展開推進委員会の設置・開催① 綾川町地域展開団体の認定
令和 9 年 9 月	休日における部活動の地域展開開始
令和 9 年 12 月	令和 10 年度に向けた部活動の保護者周知スタート
令和 10 年 2 月	R9 綾川町部活動地域展開推進委員会の開催②
令和 10 年 5 月	R10 綾川町部活動地域展開推進委員会の開催③
令和 10 年 9 月	休日とともに平日における部活動の展開開始

## 5 課題

### (持続可能な運営)

年齢や性別の違い、障がいの有無に関わらず、豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現することを目指し、また、これまで積み上げてきた中学校部活動の意義を引き継いでいくため、この活動が持続可能な活動となるような運営に向けて制度を充実する必要がある。

- ・運営者および指導者の確保と研修の充実にむけて、地域や各種団体と連携する
- ・受益者負担を原則とした運営を行い、困窮している家庭へは公的な援助を行う
  - …各種研修の開催と参加支援（研修会の周知、参加費補助等）
  - …活動場所、活動備品の整備
  - …活動場所の使用に関する支援（使用料、施設予約等）
  - …保護者負担軽減のための施策（財源確保策・町支援策）
  - …町民の理解浸透による協力体制の構築（指導者確保等）

### (平日を含めた地域展開に向けて)

平日の部活動については、当面の間、教職員に協力をお願いするが、平日も含めた地域展開は、休日の地域展開の現状により検討を行う。しかし、教職員の働き方改革の推進を加速するためにも喫緊の課題であると認識し、平日の活動体制を構築することに努める。

# 綾川町立中学校部活動の地域展開の概要

令和6年度	令和9年度9月～		令和10年度以降																
平日・休日	平日	休日	平日・休日																
綾川中学校	綾川中学校	地域展開団体★	地域展開団体																
<table border="1"> <tr> <td>文化部 (4)</td> <td>顧問：中学校教諭 外部指導者</td> </tr> <tr> <td>運動部 (22)</td> <td>顧問：中学校教諭 外部指導者</td> </tr> </table>	文化部 (4)	顧問：中学校教諭 外部指導者	運動部 (22)	顧問：中学校教諭 外部指導者	<table border="1"> <tr> <td>文化部 (4)</td> <td>顧問：中学校教諭 外部指導者</td> </tr> <tr> <td>運動部 (22)</td> <td>顧問：中学校教諭 外部指導者</td> </tr> </table>	文化部 (4)	顧問：中学校教諭 外部指導者	運動部 (22)	顧問：中学校教諭 外部指導者	<table border="1"> <tr> <td>文化部 (4)</td> <td>地域指導者 (兼職教職員含む)</td> </tr> <tr> <td>運動部 (22)</td> <td>地域指導者 (兼職教職員含む)</td> </tr> </table>	文化部 (4)	地域指導者 (兼職教職員含む)	運動部 (22)	地域指導者 (兼職教職員含む)	<table border="1"> <tr> <td>文化部 (4)</td> <td>顧問：中学校教諭 外部指導者</td> </tr> <tr> <td>運動部 (22)</td> <td>顧問：中学校教諭 外部指導者</td> </tr> </table>	文化部 (4)	顧問：中学校教諭 外部指導者	運動部 (22)	顧問：中学校教諭 外部指導者
文化部 (4)	顧問：中学校教諭 外部指導者																		
運動部 (22)	顧問：中学校教諭 外部指導者																		
文化部 (4)	顧問：中学校教諭 外部指導者																		
運動部 (22)	顧問：中学校教諭 外部指導者																		
文化部 (4)	地域指導者 (兼職教職員含む)																		
運動部 (22)	地域指導者 (兼職教職員含む)																		
文化部 (4)	顧問：中学校教諭 外部指導者																		
運動部 (22)	顧問：中学校教諭 外部指導者																		
<p>(顧問：教職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>顧問の職務命令</li> <li>平日は手当の支給なし</li> <li>休日は県費特別勤務手当を支給</li> </ul> <p>(外部指導員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町費から指導手当を支給 (種目別)</li> </ul> <p>(大会等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>顧問の教職員が引率</li> </ul> <p>(施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校施設 (一部町内他施設)</li> <li>無料、優先予約あり</li> </ul> <p>(保険)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ振興保険</li> </ul> <p>(活動時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放課後、休日は種目別に設定</li> </ul> <p>(保護者負担)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人備品、消耗品等</li> <li>部活動会費 (PTA会費に含む)</li> <li>活動場所への移動費</li> </ul>	<p>(顧問：教職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>顧問の職務命令</li> <li>手当の支給なし</li> </ul> <p>(外部指導員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町費から指導手当を支給 (種目別)</li> </ul> <p>(大会等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li></li> </ul> <p>(施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校施設 (一部町内他施設)</li> <li>無料、優先予約あり</li> </ul> <p>(保険)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ振興保険</li> </ul> <p>(活動時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放課後</li> </ul> <p>(保護者負担)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人備品、消耗品等</li> <li>部活動会費 (PTA会費に含む)</li> <li>活動場所への移動費</li> </ul>	<p>兼業の教職員と 地域指導者の指導 …手当は団体で設定 …大会引率</p> <p>指導者謝金の発生</p> <p>保険加入</p> <p>保護者負担の増</p> <p>★地域展開団体は町が制定する要綱により認定する</p>	<p>(顧問：教職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>顧問の職務命令なし (地域指導者：兼職教職員)</li> <li>地域移行団体から手当を支給 …県費特別勤務手当の支給なし</li> <li>兼職兼業申請が必要 (地域指導者：教職員以外)</li> <li>地域移行団体から手当を支給</li> </ul> <p>(大会等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>兼職兼業届を提出した教職員又は地域指導者が引率</li> </ul> <p>(施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校施設 (一部町内他施設)</li> <li>無料、優先予約あり</li> </ul> <p>(保険)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人が傷害保険に加入 (義務化)</li> </ul> <p>(活動時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>種目別に設定</li> </ul> <p>(保護者負担)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人備品、消耗品等の購入</li> <li>活動場所への移動費</li> <li>傷害保険加入費</li> <li>指導者謝金の負担</li> </ul>																

